

議案第 39 号

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営
に関する条例の一部改正について

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案を清須市議会へ提出することについて、清須市長へ依頼する。

令和 7 年 10 月 2 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

【提案理由】

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、清須市議会の議員及び清須市長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるため必要があるからです。

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例（平成１７年清須市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

第６条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ 改正後の清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
第5条 清須市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第6条 清須市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	第5条 清須市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第6条 清須市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

◎ 議案第 39 号

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により必要となる議会の議決を求めるため、清須市長に議会への議案の提出を依頼する。

○ 概要

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、清須市議会の議員及び清須市長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げる。

○ 施行期日

公布の日

○ 公費負担の限度額の引上げ

(1) 選挙運動用ビラの作成に要する経費【第 5 条関係】

区 分	改正後単価	改正前単価	引上げ額
選挙運動用ビラ（1 枚当たり）	8 円 3 8 銭	7 円 7 3 銭	6 5 銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成に要する経費【第 6 条関係】

区 分	改正後単価 (※ 1)	改正前単価 (※ 2)	引上げ額
選挙運動用ポスター（1 枚当たり）	3, 5 7 1 円	3, 5 2 5 円	4 6 円

※ 1 改正後単価の算出式

$$\frac{5 8 6 円 8 8 銭（印刷費） \times 1 0 6（ポスター掲示場数） + 3 1 6, 2 5 0 円（企画費）}{1 0 6（ポスター掲示場数）}$$

※ 2 改正前単価の算出式

$$\frac{5 4 1 円 3 1 銭（印刷費） \times 1 0 6（ポスター掲示場数） + 3 1 6, 2 5 0 円（企画費）}{1 0 6（ポスター掲示場数）}$$

- 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年 6 月 4 日公布、同日施行）

- 公職選挙法施行令の一部改正による公費負担の限度額の引上げの概要

3 年に 1 度の参議院通常選挙の年に見直しを行うことを例としており、最近における物価の変動を踏まえ、公費負担の限度額の引上げが行われた。

- 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成における公費負担枚数の限度

区 分	市議会議員選挙	市長選挙
選挙運動用ビラ	4, 0 0 0 枚	1 6, 0 0 0 枚
選挙運動用ポスター	1 0 6 枚	1 0 6 枚